

ひだまり便り

第64号 (令和3年2月号)
特定非営利活動法人
ひだまり
理事長 平井紳一

特定非営利活動法人ひだまり事務所…〒263-0005 千葉県稲毛区長沼町32番地

TEL 043-258-8604 FAX 043-310-5061

E-mail…hidamari@almond.ocn.ne.jp ホームページ… <https://www.hidamari.or.jp>

わが子のために今から出来る財産管理の仕組み Ⅱ

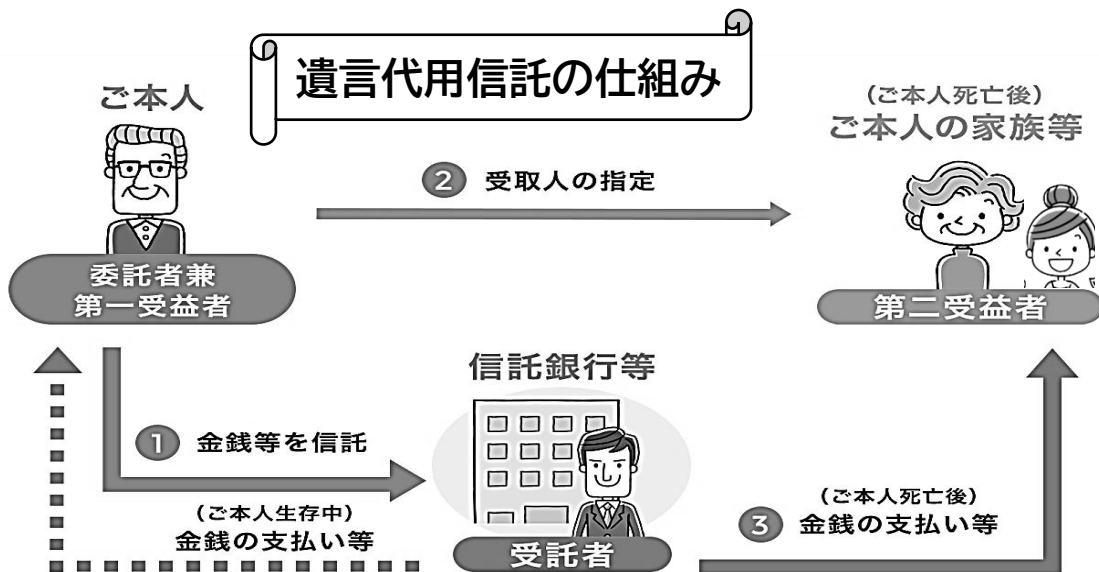
ひだまり理事 田代常光

第二回目の今回は、「遺言代用信託」について紹介します。

「遺言代用信託」と前回の「生命保険信託」との一番大きな違いは、信託する財産が異なることです。「生命保険信託」の信託財産は、「死亡保険金」でしたが、「遺言代用信託」は親の財産(金銭)そのものです。その他の仕組みや手続きの流れはよく似ています。

遺言代用信託について <文字通り 遺言の代わりになる信託>

遺言代用信託とは、本人が自分の財産を信託銀行等に信託して、生存中は自分自身を受益者とし、亡くなった後は、予め定めておいた信託契約に基づき配偶者や子どもなどを受益者とすることで、本人が亡くなった後に財産の承継や分配を安全・確実にかつ効果的に行うことができる信託です



■ 手続きの流れ ■ ~上図を参考にしてください~

ここでは、本人がご家族に財産(金銭)を承継させるケースについて説明します

① 委託者(親・本人)は、受託者に金銭を信託します

親・本人[委託者]は、信託銀行等[受託者]と信託契約を締結し、金銭を信託します。

つまり、金銭を信託銀行等[受託者]に預けます。本人[委託者]が生存中は、通常と同じように、本人が金銭の支払いを受けることもできます。(第一受益者)

多くの信託銀行等では、元本保証タイプの遺言代用信託を取扱っており、1,000万円までの元本および利息が保証されます。

ただし、信託銀行等によって取扱いが異なりますので、信託銀行等に直接確認する必要があります。

② 委託者が亡くなった後の財産を受取る受益者を指定します

上記①で締結する信託契約では、本人[委託者]が亡くなった後の財産を受取る方[第二受益者]を指定します。多くの信託銀行等では、一般的に受取人は、相続人や近親者に限っています。

③ 委託者が亡くなった後は、第二受益者に金銭が支払われます。

本人[委託者]が亡くなった後は、②で指定した受取人[第二受益者]に財産が受託者(信託銀行等)から指定された銀行口座に指定金額が振込まれ、支払われます。

例えば、葬儀費用や家族の当面の生活費、あるいは、年金のように定期的に一定額を残された家族が金銭を受取ることができます。

第二受益者死亡後の残余財産の処分方法について、予め決めておくこともできます。

信託銀行等によって取扱い方法が異なります。残余財産の受取人指定は相続人や近親者に限定されており、社会福祉法人や認定 NPO 法人の指定はほとんどの信託銀行等で取扱いできません。

■ 特徴(メリット) ■

① 確実かつスムーズな財産承継が可能です。

① 多額の金融財産でも信託銀行等が管理することで、安全確実かつ効果的に財産を守り、分配・承継することができます。

② 予め死亡直後の一時金支給を指定しておくことで、受託者(信託銀行等)から速やかに指定された金額が指定口座に振込まれます。(死亡直後の銀行口座凍結への対応策として活用できます。但し本人死亡直後の一時金の支払いについて、取扱いを行わない金融機関もあります。)

③ 自己判断能力が必ずしも十分でない知的障害の子の財産管理にも活用することができます。

② 年金のように定期的に一定額を受取ることが可能です。

① 一時金だけでなく、年金のように定期的に一定額を受取ることができます。

② 第一受益者、第二受益者や残った財産の処分について、予め決めておくことができます。

■ 遺言信託の費用・手数料について ■

信託銀行等の金融機関によって差異がありますので、取扱いの金融機関に確認ください。

●● ご注意いただきたいこと ●●

○ 本人死亡後の受益者には相続税がかかる場合があります。また、遺留分を侵害するような信託の設定は実質的にできないことがあります。

○ 取扱いの金融機関(信託銀行等)によっては、遺言代用信託という名称ではなく、別の取扱商品名となっている場合があります。

●● 前回の「生命保険信託」に寄せられた質問 ●●

『持病有り・高齢の場合は契約が難しいですよね?』

→→→是非一度 NPO ひだまりに相談して下さい。
加入についてご相談にのります!!

今回は、信託終了時に残余財産を社会福祉法人や認定 NPO 法人に寄付することができる「特定贈与信託」を紹介する予定です!!

事務局より

NPO 法人ひだまりが12月22日に千葉市応援寄付金対象団体に登録されましたのでお知らせします。所得税の減免対象にもなっていますので、お知り合いの方々にご案内いただけましたら幸いです。

詳しくは以下の千葉市のホームページをご覧ください。

<https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/jichi/machikifu-taishodantai.html#hidamari>

